

広島県告示第七百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十四年十月二十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年十月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

大野部東城線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	新	旧	
庄原市東城町久代字河内一六四六番地先から 庄原市東城町久代字河内一六三二番一地先まで	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 メートル
	延長 (メートル)	延長 (メートル)	
	二二・八〇 二四・三〇	三・六〇 六・五〇 一一・八〇 二四・三〇	
	一五五・〇〇	一七七・七〇 一五五・〇〇	